

## 令和5・6年度建設工事等級区分基準について

### (1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者数が2人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

### (2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者数が1人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

### (3) とび・土工工事業

### (4) 電気工事業

### (5) 舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

### (6) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者数が1人以上
C	A及びBの基準に該当しない場合

### (7) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満